

(別紙)

院内感染対策相談窓口について

石川県院内感染対策支援ネットワーク会議事務局内に、院内感染対策に関する相談窓口を設置し、県内医療機関等から寄せられた日常の院内感染対策の基本的な相談、院内感染対策上の疑問点について、当ネットワーク会議委員が助言し、当該医療機関の院内感染予防対策を支援することを目的としております。

1 相談期間

随時受け付けます。

2 相談の対象となる施設

石川県内の医療機関等

3 相談の内容

(1) 院内感染防止活動・教育に関する相談

(2) その他院内感染に関する相談

※個別の患者の治療方法等の相談は除く。

※院内感染の発生が疑われる場合は、この手続きによらず、「医療機関等における院内感染対策について」(平成26年12月19日付 厚生労働省医政局指導課長通知)の(別記)の「(アウトブレイク時の対応)」に従って、対応願います。

4 相談方法

(1) 相談内容を**院内感染対策相談票**に記載し、メールまたはFAXにて石川県院内感染対策支援ネットワーク会議事務局(県医療対策課内)まで送付して下さい。

メールアドレス: e150900a@pref.ishikawa.lg.jp

ファックス番号: 076-225-1434

相談票は下記ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/innaikansen.html>

(2) メール、FAXあるいは郵送で回答します。

相談をいただいてから約2～3週間で回答します。ただし相談の内容により回答に時間がかかる場合があります。

5 相談内容の公開について

相談内容については事務局内で管理され、原文のままでは公開しません。ただし、医療機関名などが特定されないように匿名化した上で、ホームページ等で公表し、県内医療機関等の今後の院内感染対策に活用できるようにしたいと考えておりますので、あらかじめご了承下さい。

6 回答内容の責任について

院内感染対策は、当該医療機関(施設)の責任において実施されるものであり、相談窓口はあくまで助言を行うものであることにご留意ください。